

水洗化の普及促進

取り組みの概要

下水道処理区域内の未水洗建物に対する水洗化を促進するため、下水道事業推進員による戸別訪問を行ったり、既設の汲み取り便所を水洗化又は新たに雑排水設備を設置する場合、工事費の全部又は一部を無利子貸付します。（金融機関への預託方式で実施）

協働の きっかけ

下水道法の規定により、下水道が供用開始されると下水道に接続したり、水洗化をしなければなりません。水洗化できない方には、下水道事業推進員が個別に相談を受け、資金貸付の希望があれば排水設備改造資金を無利子で貸付するなどにより、普及促進を図ります。

下水道課

- ・下水道法による水洗化の義務
- ・戸別訪問
- ・貸付制度 P R
- ・金融機関への利子補給



地域住民（下水道供用開始区域内）、 金融機関、行政

- ・生活環境向上

強み

役割

- [地域住民]・排水設備設置
- [金融機関]・改造資金貸付

協働の 成果

下水道事業推進員が個別訪問することにより、水洗化できない多様な事由に対し、きめ細かく対応ができます。また、希望者に対し排水設備改造資金の無利子貸付を行うことで、水洗化の促進が図られます。

協働のポイント

未水洗建物は老朽化した建物が多く、建替え時期との関係もあり、計画どおりに進まない場合があります

